

令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

	松前町	砥部町	内子町
対象となる治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	特定不妊治療(体外受精および顕微授精。男性不妊治療を含む。)
助成金の上 限額	1回の治療につき5万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。	1年度につき5万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。	1回の治療につき5万円まで。ただし県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。なお初回治療に限り10万円まで助成する。
対象者	以下のすべてに該当する方 ①愛媛県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けていること。 ②夫婦のいずれか一方が松前町に1年以上住所を有していること。 ③町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。	①法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて低いと医師に診断された者。 ③愛媛県の特定不妊治療費助成金の交付決定を受けていること。 ④夫婦または夫婦のうちいずれか一方が、砥部町に1年以上住所を有していること。 ⑤町税等の滞納がないこと。	①愛媛県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けていること ②夫婦のいずれかが一方が内子町内に1年以上住所を所有していること。法律上の夫婦であること ③町税を滞納していないこと
所得制限	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満。	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満。	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満。
助成回数	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし	年度に1回の申請。(ただし上限額を超えない場合は複数回を合算しての申請は可能)通算5回。	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし。
申請期限	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	愛媛県の特定不妊治療費助成事業の承認決定通知書の通知日から1年以内に申請
申請窓口	松前町子育て・健康課 健康増進係	砥部町保険健康課 健康増進係(保健センター)	内子町役場 保健福祉課 内子町保健センター